

情報公開制度

1 情報公開とその目的

この制度は、みなさんの「公文書の開示を請求する権利」を保証するとともに、公文書の開示に関する必要な事項を定め、みなさんの請求に応じて、組合が保有する公文書を開示することを組合に義務づける制度です。これにより組合の諸活動をみなさんに説明し、公正で民主的な行政の実現に寄与することを、目的としています。

2 民主的な行政の推進

公正で民主的な行政を実現するためには、みなさんが組合に関する情報を十分に享受できることが必要です。この制度により、組合は情報を一層充実させます。

3 公文書とは

実施機関（管理者、監査委員、議会）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、フィルム磁気テープなどで当該実施機関が管理しているものをいいます。

4 実施機関の責務

実施機関は、開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの制度を運用し、また、個人に関する情報は最大限に保護されるよう配慮します。

5 利用者の責務

この条例により公文書の開示を受けた方には、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正にさせていただくことをお願いしています。

6 開示請求できる人

開示の請求は、誰でもできます。

7 開示できない公文書

請求のあった公文書は原則として開示しますが、次の情報は開示できません。

- (1) 個人のプライバシーに関する情報
- (2) 法令等の規定による開示できない情報
- (3) 法人、その他の団体に不利益となる情報
- (4) 国等との協力、信頼で関係を損なう情報
- (5) 意思決定過程の情報で又は円滑な意思決定に支障が生ずると認められる情報
- (6) 合議制機関等の運営規定又は議決により開示できない情報
- (7) 公事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのある情報
- (8) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報